

第 14 回委員会

日時：2002 年 9 月 21 日（土）14 時～17 時

場所：日本図書館協会 5 階会議室

出席：永田委員長，木村，白石，原井，古川，室橋，横山，和中

欠席：乙骨，堀井，増井

<事務局>磯部

[配付資料]

1. AACR2, 2002 Revision 刊行情報掲載 Web ページ（3 ページ-A4, 古川委員コピー）
2. [第 13 章改訂案]13-0-0921(37 ページ-A4, 原井委員作成)

[連絡事項]

1. 新委員・白石さんの紹介

公募採用の委員として，白石英理子さん（東京都立中央図書館）が就任し，今回から出席することとなった。永田委員長から，本委員会での検討状況等について簡単な紹介があった。

2. AACR2 2002 Revision について

古川委員から，資料 1 に基づき，“AACR2 2002 Revision”刊行の紹介があった。

永田委員長から，事務局に至急同書の入手手続きをとるように指示があり，次回以降，同書の継続資料の章をレビューの上，NCR 第 13 章の検討を行うこととなった。

3. 件名標目委員会への回答及び NCR 増刷について

永田委員長から，件名標目委員会からの申入れへの回答を行ったとの報告があった。

これに関連し，件名標目委員会の柴田委員長から，永田委員長の回答中で件名標目委員会からの返答が必要とされている箇所についての回答期限の問い合わせが事務局にあり，10 月上旬までに回答をほしい旨伝えたとの報告があった。

事務局から，NCR の残部が少なくなり近々増刷するとの報告があり，訂正箇所等があれば 10 月 10 日までに事務局へ連絡することとなった。（13.7.3.1 イ）のドイツ語のつづりを訂正する）

[検討事項]

1. 第 13 章について

(1)原井委員が、前回検討結果(議事録)に基づき修正した資料2について説明した。

主な修正箇所は、次のとおり。

- ・ 13.0.4.1 継続検討課題となっているので、未訂正。
- ・ 13.0.2.1A 「変遷」を残し、単純ではないが修正を行ってみた。
- ・ 13.0 通則 検討結果に従い修正。「をはじめ」を削除したが、文意が正しく通っているかは要検討。
- ・ 13.0.2.1B 別法 復活させた。
その他、今回からは「例」を加えることとし、13.1 に例を追加しており、この例で適切かについて意見がもらいたい。
- ・ 13.1.1.1 例を加えた。
- ・ 13.1.1.1A, B 「共通」について分かりにくいとの指摘があり、修正してみた。
- ・ 13.1.1.3 「変化」は新項目であり、例を出す必要があると考えた。なお、更新資料の例は保留。
- ・ 13.1.3.2 並列タイトルの例示であるが、ロシア語文字は印刷で欠落している。
- ・ 13.1.4.2 タイトル関連情報の例示。「国文学 解釈と鑑賞」の例は削除。
例については、従来からあるもので問題がないものは継続するが、例を加えたい。
- ・ ルーズリーフ式、ネットワーク型、電子資料等などの例も必要である。
- ・ 大文字・小文字、フランス語などの音標符号等を正確に取り扱う必要がある。また、ロシア語は、印刷時点では全角でなく半角とする。
- ・ 2～3点でも例の提供があると作業が楽になるので、各委員からも例の提供を行うこととする。

(2)13.0.2.1A (本タイトルの変化)の検討

- ・ 文の順番を変更し、訂正を加えた。タイトルの「変遷」ということばは、いくつかの変更を包括する意味として活かした。
- ・ 総称の場合、本タイトルの中に、責任表示を含めるということではなく、それぞれは別の要素であり、変化を判断するときのみ、本タイトルが総称的な語の場合は責任表示も加えて判断するということである。
- ・ 更新資料には、この総称規定を適用するのか。更新資料にも、新しい書誌的記録を作成するので、本規程は適用する。
- ・ 更新資料の箇所で、「本タイトルを新タイトルに改め」は奇妙。「本タイトルは新タイトルに改め」に訂正する。
- ・ 見なし本タイトルの規定をどこにおいたほうが良いのかであり、本タイトルの変化との関係を示すものとしてその場所に置くべき。タイトルの変遷と隣接して意味が明確となる。
- ・ 13.0.2.1A について以下のとおりとすることとなった。

13.0.2.1A 本タイトルの変化には重要な変化（変更ともいう）と軽微な変化がある。本タイトルの変化を判断するときに、本タイトルが総称的な語の場合、本タイトルの範囲に責任表示も含める。

逐次刊行物については、本タイトル変更の場合は別途新しい書誌的記録を作成し、軽微な変化についてはこれを注記する。

更新資料については、どのような変化に関しても本タイトルは新タイトルに改め、変化前のタイトルを必要に応じて注記する。

継続資料においては、変化しているタイトルを全体的に把握するときに、それをタイトルの変遷という。

(3)13.0 通則

- ・13.0 の文章で、「すなわち」以降の落ち着きが悪い。定義したあとに例を出す形となっている。また、「継続資料は…資料すべてである」は正しくない。
- ・更新資料は、NCR 全体で初出であり定義が必要である。また「用語解説」でも定義は必要となる。「博物資料」では、通則で具体的な例示をあげている。
- ・スコープ全体は、AACR2 2002 rev.を見てから検討することとする。

(4)13.1.1.1A, B (共通タイトルと部編名)

- ・「共通するタイトル」が分かりづらいということで、「共通する」を「同一の」に変更してみた。
- ・「共有する」と変更してはどうか。「何が」ということが問題となり、階層関係が強調されることになる。
- ・今回案でとりあえず可とする。
- ・A, B については、同一の共通タイトルを持つ例を2つあげた方がよい。また、部編番号を持たない例の方がよい。
- ・部編番号については規定がなく、他に例示もないのでここで挙げる必要がある。
- ・部編番号の取扱いは、説明に入れても良いのではないか。
- ・全体として、例示は簡単なものから複雑へ、また、日本語から英語へとする。

(5)13.3.1.2 (2以上の表示方式)

- ・記述文法が誤りではないか。AACR2 での規定とも異なっている。
- ・従来、NCR では巻次と年次を別々のエレメントとしていたため、問題なかった。今回は、順序表示として1つのエレメントとしたため誤りとなっている。この例示が修正もれとなったので、訂正する。また、区切り記号法も訂正が必要である。
- ・13.3.0.2 での区切り記号法の規定を、13.3.2 (記録の方法)に移したことについては、後で検討する。

続いて古川委員から問題提起があった。

- ・記述の部は大きく分けて注記エリアとそれ以外のエリアがあり、それぞれが条文間で対応しているかが問題である。
- ・13.0.3.0(記述の基盤)「注記する」となっているが、それに対応する注記の方法に関する項が、注記エリアの13.7.3.0にない。
- ・13.7.3.0また、新第9章に含めた誤記、誤植に関する注記の方法についても今回の改訂案に含まれていない。
- ・13.1.1.1C 別法 前半はあいまい。異なる言語のタイトルがあり、その中に日本語タイトルが含まれ、さらに本文が日本語であることが、厳密に提示されていない。
- ・13.1.1.1D 3/9の記録によれば、表紙を優先的な情報源とするという現行規定に問題がないことを確認しており、「共通するタイトルがあればそのタイトルを」の部分は削除すべきである。
- ・13.1.1.3(変化)「微細な変化が生じた場合、重要と判断されるときは」の規定は混乱を招くものであり、「必要と判断されるときは」とした方が良い。
- ・13.1.5.0(記録の目的)「また、当該資料が…」以降は、冗長である。また、上位書誌単位の責任表示に言及するのであれば、構成部分の責任表示にも言及すべきであり、この規定では中途半端ではないか。

続いて以下の議論が行われた。

- ・現行規定の作成過程では、条文のその箇所で表現できないものを注記に記述することとした。誤記、誤植については、良くあることであり、第2章図書の1箇所で表現した。
- ・注記は、かなり包括的な情報も追加することが可能なエリアとしてあった。ISBD以降パターン化した形で要素を示すようになり、87年版でも注記のパターンが意識された。
- ・カタログのためのインストラクションとしては不十分であり、もうすこしかみ合わせる必要がある。
- ・NCRは規則でありマニュアルではないのだから、必ずしもすべての参照・言及を受ける必要はない。
- ・「注記する」としたものは注記エリアで説明を行う必要はあり、これをもとに、マニュアルが作成できなくてはいけない。
- ・「記述の基盤」部分については、対応する注記が必要である。
- ・13.1.1.1C 別法の規定の条件の文節は粗略であり、修正する。
- ・「重要と判断する」という語句は、「重要な」という語を变化の一種として使用しているので使用したくない。
- ・「必要に応じて」ということがなければ、すべての注記が必要になってしまう。
- ・「必要に応じて」は87年版ではかなり減らしたが、どのような原則で書いていくかの方針が必要であり、必ず注記する場合と対応するケースを書きわける必要がある。
- ・今回の改訂で、「変更」の範囲は狭くなるので、「注記する」のケースは増加する。

- ・「注記する」と「注記できる」の2つで書き分けてはどうか。
 - ・第一水準では、注記はしないのであり、各図書館がそう決定した場合は、注記は書けないし、13.7.0.0(記述の意義)で「かつ重要と判断される事項を」とあり、ここで判断することとしており、これで可ではないか。
 - ・13.7.1.1(注記とするものの範囲)で、具体的な提示に続き「作成機関が重要と判断したものに等に関する注記がある」とあるがこの「等」はおかしいのではないか。
 - ・注記は、第二及び第三水準を採用した場合のみが問題であり、必須注記、選択(判断)注記及び任意規定の場合がある。
 - ・「必要に応じて」でなく、「注記することができる」とし、各館の判断によるとするので良いのではないか。
 - ・注記に関する規定はここでの決定は留保し、条項と事例にあわせてさらってみることにする。
 - ・13.1.5.0(記録の目的)は、削ると、他の章との整合がとれなくなる。これは第1章と同じであり、NCRの横断的な問題である。
 - ・意義と目的は、エリアに対して記述されるものではないか。また、出版事項以降からは目的は記述されていない。
 - ・NCRではすべての章で目的・意義を書いており、第1章を削除することも可能である。逆に第1章を残すとすれば、そこでの規定は逐次刊行物も入っているので、書き直しが必要である。
 - ・意義、目的及び記録の方法を抜き出して検討することとし、NCRの他の章も含めて抜き出す。
- また、AACR2、ISBDも含めて11月から12月にかけて検討する。今回での検討は保留する。

作業分担は、次のとおり。

NCR 白石

ISBD(CR, ER, M) エリアの定義部分抜粋 木村

AACR2 2002rev. 古川, 原井, 和中

なお、目録委員会 Web の更新(議事録, リンク集)は、室橋委員が担当することとした。

議事録訂正の反映方法については、基本的には、次回委員会での訂正を含まないまま掲載するが、重要な修正箇所については、修正を反映し掲載することとした。